

第84回大阪府森林審議会

平成31年1月22日

【司会（福井副主査）】 お待たせいたしました。定刻には少し早いですが、ただいまから第84回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の福井でございます。よろしくお願いいたします。

2018年10月31日に審議会委員の任期が終了し、現在の任期は2018年11月1日から2020年10月31日までとなっております。皆様には委員の就任についてご承諾いただきましたこと、お礼申し上げます。

本日の審議会には、委員14名中9名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

封筒の中をご確認いただきたいのですが、まず、第84回大阪府森林審議会の式次第、大阪府森林審議会規程、大阪府森林審議会配席図。それから、「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」の諮問。次に、資料1「大阪地域森林計画の変更について」と、資料1（参考）「林地開発による森林の減少区域の位置図」。それから、資料2「森林保全整備部会における議決事項報告について」、資料3「林地開発許可の実績報告について（報告）」、資料4「台風21号による被害の状況について」。最後に、木材連合会様の資料で、「海の時空館 菱垣廻船 飼肥スギ活用 浪華丸の再航」、「CANADA British Columbia」、「日刊木材新聞広告『ともに育てる木のある暮らし』」という資料。以上になります。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、原みどり推進室長よりご挨拶を申し上げます。

【原みどり推進室長】 どうも、皆さん、こんにちは。大阪府環境農林水産部みどり推進室の原でございます。第84回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありが

とうございます。また、今回の任期満了に伴います委員の改選に当たりまして、皆様におかれましては委員のご就任をご快諾いただき、誠にありがとうございました。

さて、去年は全国的に自然災害が多発し、大変な1年でございました。大阪府においても、6月の大阪北部地震、7月豪雨による土砂災害、9月の台風21号による暴風雨による風倒災害など、さまざまな災害が発生いたしました。とりわけ台風21号の風倒災害につきましても、区域の森林で風倒木被害が多数発生し、中でも高槻市域が激甚災害に指定されるなど大きな被害となりました。なお、この府下の風倒木被害の状況につきましては、後ほど事務局よりご報告させていただきます。

本日の会議でございますが、大阪府知事より諮問がございました地域森林計画対象民有林の見直しに係る大阪府地域森林計画の変更について、ご審議をお願いいたします。委員の皆様方には忌憚ないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【司会（福井副主査）】 ありがとうございました。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（福井副主査）】 以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は委員改選後初めての開催となりますので、大阪府森林審議会規程第2条の規定により、まず、委員の互選によりまして会長を選任いただく必要がございます。つきましては、議事の1「会長の選任等」につきましても、会長が選任されるまでの間、僭越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の1「会長の選任等」につきましても、本審議会の会長について、いかがいたしましょうか。

【奥野委員】 前回も会長をお願いした、経験豊富な増田委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（福井副主査）】 ただいま奥野委員から、増田委員を会長にというご発言がございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、お諮りさせていただきます。増田委員に会長をお願いすることでご異議ござ

いませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【司会(福井副主査)】 皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事につきまして、審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田会長、お手数ですが、議長席にご移動をお願いいたします。

それでは、増田会長、よろしくをお願いいたします。

【増田会長】 ただいま、皆様方のご推挙によりまして会長という大任を仰せつかりました。前期に引き続いてでございますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

昨今、先ほども自然災害の多発といった問題であったりとか、あるいは、国では来期から森林環境税が導入されるという時期でございますし、東京オリンピック等々から木質化の進行みたいなことが特に言われております。あるいは、自然再生資源としての森林の再生ということが大きな課題になっていようかと思っておりますので、皆さん方の忌憚ないご意見をいただきながら前に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まず最初ですけれども、本日の議事録署名委員ですが、奥野委員と小杉委員のお二方をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、審議会規程第2条第3項の規定に基づく会長代行をあらかじめ選任したいと思います。

皆様方、何かご意見、ご推挙等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。小杉委員、どうぞ。

【小杉委員】 黒田委員をお願いしてはいかがでしょう。

【増田会長】 ただいま小杉委員から、黒田委員に会長代行をというご推挙がございましたけれども、ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。今日はご欠席ですけれども、黒田委員に会長代行をお願いするということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、黒田先生に会長代行をお願いするということで、今日ご欠席ですので、事務

局から後日ご了解をいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本題の議事に入つてまいりたいと思ひます。

本審議会には、林地開発許可などに関する事項を審議するために森林保全整備部会、及び大阪府森林整備指針の策定を審議する森林整備指針検討部会を設置しておりますけれども、その部会長及び部会委員につきましては、審議会規程第6条第2項及び第3項の規定によりまして、いずれも私、会長が指名するということになっております。つきましては、僭越でございますけれども、私から指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず森林保全整備部会ですけれども、部会長に関しましては、お手数ですが、引き続き藤田委員にお願ひしたいと思ひます。今日ご欠席ですので、これも事務局のほうでよろしくお伝えいただければと思ひます。また、部会委員には、各種の専門領域を鑑みまして、今日ご欠席の黒田委員、それと、出席いただいております小杉委員、坂野上委員、長島委員、藤平委員、三好委員と私の7名にお願ひしたいと思ひます。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点の森林整備指針検討部会、これにつきましては、部会委員の方々に多大なご負担をおかけするのもなんですので、私のほうで引き続き部会長をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。それと、部会の委員には栗本委員、黒田委員、長島委員、三好委員の4名にお願ひしたいと思ひますので、引き続きお願ひしたいと思ひます。今日何名かご欠席ですので、事務局のほうでよろしくご了解をとっていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事の2に入つていきたいと思ひます。議事は、地域森林計画の変更についての諮問でございます。こちらの諮問について、事務局からご説明等をお願ひしたいと思ひます。

【司会（福井副主査）】 議事に先立ちまして、本日の審議事項であります大阪地域森林計画の策定について、環境農林水産部みどり推進室長の原より増田会長に諮問書を手交いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【原みどり推進室長】 森林法第5条第5項の規定に基づき大阪地域森林計画を変更するに当たり、大阪府森林審議会の意見を求めます。よろしくお願ひいたします。

【増田会長】 こちらこそよろしくお願ひします。

【司会（福井副主査）】 委員の皆様には諮問書の写しをお手元にお配りしております

ので、そちらをご覧ください。

【増田会長】 それでは、ただいま原室長から諮問をいただきましたけれども、内容については事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鉄羅森づくり課技師】 森づくり課森林整備グループの鉄羅と申します。よろしくお願いいたします。

私から、議事の（２）大阪地域森林計画の変更についてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料１の１ページをご覧ください。

地域森林計画は、農林水産大臣が策定する全国森林計画に即して、対象とする森林の区域や、森林の有する機能別の整備の方向や、伐採、間伐、造林などの整備目標などについて、都道府県知事が１０年を１期としまして５年ごとに樹立するものです。そして、この計画を指針として、市町村長は市町村森林整備計画を策定することとなっております。

なお、現在の大阪地域森林計画は平成２７年度から平成３６年度末、平成３７年３月３１日までの計画となっております。

今回の地域森林計画の変更の内容ですが、林地開発の完了に伴う森林区域面積の変更に関するもので、１４３haの森林区域の減少となっております。

続きまして、２ページをご覧ください。

茨木市、枚方市、和泉市、泉南市の４市の森林区域面積が７件の林地開発完了に伴い、計１４３ha減少いたします。個別の減少区域につきましては後ほどご説明いたします。

３ページをご覧ください。３ページからは変更計画書の案をつけております。

計画変更に当たりましては、森林法第６条第１項の規定に基づき、「都道府県知事は、地域森林計画を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない」となっておりますので、平成３０年１１月１５日から平成３０年１２月１４日まで、計画案の公告・縦覧をいたしまして、意見、申し立てがなかった旨、ご報告いたします。その後、森林法第６条第３項の規定に基づき、「都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、関係市町村の意見を聴かなければならない」、及び「森林計画の区域内に国有林があるときは、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない」となっておりますので、近畿中国森林管理局及び市町村への協議を行いまして、異議のない旨、ご報告いたします。

６ページをご覧ください。６ページが、地域森林計画に反映させた際の表となっております。

ます。

それでは、個別の減少区域について、資料1（参考）として添付している資料に基づき説明させていただきます。

まず、大阪北部の位置図があります。①②が茨木市大岩における道路の新築に伴う森林区域の縮小、③が枚方市大字穂谷における農地の造成に伴う森林区域の縮小です。

次に、2ページをご覧ください。大阪府南部の位置図があります。④が和泉市唐国町などにおける住宅などの造成に伴う森林区域の縮小、⑤⑥が和泉市大野町などにおける道路の新築に伴う森林区域の縮小。⑦が泉南市新家における道路の新築に伴う森林区域の縮小となっております。

3ページをご覧ください。まず、個別の案件の1つ目です。「茨木市大岩その1」と題しまして、開発の概要から説明させていただきます。道路の新築を目的といたしまして、新名神高速道路建設工事に伴う、新名神茨木北インターチェンジへの取り付け道路として、都市計画道路大岩線の整備を行う事業として林地開発が行われました。林地開発の完了に際しましては、災害防止、水害防止、水の確保、環境の保全という、林地開発の4つの基準がありますが、それぞれを満たす内容で適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

以降の案件につきましても、同様に確認した上で完了としております。

4ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図です。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分が今回開発に伴い減少する森林区域となっております。5ページに完了確認をした際の状況写真を添付しております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域全てが道路用地として供されることから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。除外面積といたしましては1.72haとなっております。

次の案件に移ります。6ページをご覧ください。開発の概要から説明させていただきます。道路の新築を目的といたしまして、新名神高速道路建設工事に伴う、新名神茨木北インターチェンジへの取り付け道路として、都市計画道路大岩線の整備を行う事業といたしまして林地開発が行われました。

7ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図です。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減少する区域となっております。8ページに完了確認をした際の状況写真をつけております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域全てが道路用地として供されることから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外いたします。除外面積といたしましては0.6haとなっております。

次の案件に移らせていただきます。9ページをご覧ください。農地造成を目的といたしまして、切り土により平場を造成し、農地として利用する。また、残置森林を確保するほか、切り土により生じたのり面には種子吹きつけ及び植栽により緑化を図る、となっております。

10ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図です。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減少する区域となっております。11ページに、完了確認をした際の状況写真を付けております。

以上を踏まえ、本案件では、農地など森林以外の土地利用がされている箇所を森林区域から除外します。除外面積としては1.04haとなっております。

次の案件に移らせていただきます。12ページをご覧ください。住宅地などの造成を目的といたしまして、人口集中の著しい市街地の周辺の地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図るため、道路、公園、上・下水道などの公共施設や学校、病院、店舗などの公益的施設もあわせて整備する新住宅市街地開発事業により総合的なまちづくり事業を目的といたしまして林地開発が行われました。

13ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図です。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減少する区域となっております。14ページに、現況の航空写真及び完了確認をしたときの状況写真を添付しております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域全てが市街化区域に編入されており、土地利用上の整合を図る必要から、林野庁長官通知の「森林計画制度の運用について」に基づき、残置森林、造成森林4.88haも含めて、全て森林区域から除外します。除外面積としては132haとなっております。

次の案件に移らせていただきます。15ページをご覧ください。道路の新築を目的として、国道480号のバイパス整備のため大阪府が自動車専用道父鬼バイパスなどを開設する事業として林地開発が行われました。

16ページ及び17ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図です。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減

少する区域となっております。

18ページをご覧ください。完了確認をした際の状況写真を添付しております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域のうち道路用地として供される森林を森林区域から除外します。

なお、開発により近接する森林と一体性がなくなった0.3ha未満の森林は、林野庁長官通知「森林計画制度の運用について」に基づき、森林区域から除外することとされております。

16ページの地図をご覧ください。地図の右下、赤丸で囲ってある箇所に、青線で示した事業区域の外に、減少森林区域のピンク色に着色してある箇所が1カ所あります。この部分は0.18haであり、今回あわせて森林区域から除外することとしております。よって、全体といたしましては、この案件で4.02haの減少となっております。ちなみに、4.02haといたしますのは、開発行為の面積に係る森林面積3.84haと、参考の欄の事業区域外の除外森林0.18haの合計となります。

次の案件に移らせていただきます。19ページをご覧ください。道路の新築を目的として、国道480号のバイパス整備のため国土交通省が直轄権限代行事業により自動車専用道鍋谷峠道路を開設する事業として林地開発が行われました。

20ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図となっております。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減少する区域となっております。21ページに道路状況の写真を添付しております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域のうち道路用地に供される森林を森林区域から除外いたします。除外面積といたしましては2.06haとなっております。

次の案件に移らせていただきます。22ページをご覧ください。道路の新築を目的として、既設の泉州基幹農道（緑資源公団施工）に接続する農道の開設を目的として林地開発が行われました。

23ページをご覧ください。林地開発による森林区域の減少区域を示した地図となっております。青い線が事業区域、ピンク色に着色した部分の森林区域が今回開発に伴い減少する区域となっております。24ページに、完了確認をしたときの状況写真を添付しております。

以上を踏まえ、本案件では、事業区域全てが道路用地に供されることから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。除外面積といたしましては1.85haとなっております。

おります。

これらの開発案件7件を合わせた143haの森林区域の面積の減少が、今回の地域森林計画の変更内容でございます。本日、この審議会において変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画変更の決定を行い、年度内に公表することとしております。

以上で、地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

ただいま大阪地域森林計画の変更内容につきましてご説明をいただきましたけれども、何かご質問あるいはご意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、お諮りしたいと思います。ただいまご説明のございました大阪地域森林計画の変更について、原案どおり妥当とする旨、答申したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。異議なしということでございますので、妥当とする旨、答申させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして審議事項は終了いたしました。

引き続きまして、報告事項は2件ございます。まず、報告の1、森林保全整備部会における議事決定事項報告について、部会長代行として私からご報告させていただきたいと思っております。

2018年7月30日に林地開発許可の諮問があり、森林保全整備部会で審議を行いまして、2018年7月30日に附帯意見をつけて妥当とする旨を答申させていただいております。詳細につきましては事務局から補足的ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【藤井森づくり課技師】 大阪府森づくり課保全指導グループの藤井と申します。私から、議決事項の詳細について報告させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。こちらは議決事項となった2件の位置図となります。議案第1号は、西日本高速道路による高槻市成合及び成合北野町、議案第2号は大阪砕石工業所による茨木市大字下音羽における行為となります。

部会への諮問文書は裏面の2ページに添付しております。

3ページ以降で議案の詳細について説明します。資料の3ページをご覧ください。こち

らは、議案第1号の詳細になります。

申請者は西日本高速道路株式会社。開発の目的は高速道路の新築。開発に係る森林面積は16.5266ha、開発しようとする森林面積は19.2333ha、開発行為の事業区域面積は23.2997haとなっております。森林面積の用途別内訳については、資料でその内訳をご確認ください。次の欄に記載する(1)から(4)は林地開発の4つの審査基準となっております、右の欄には事務局の審査状況を記載しております。なお、本件は高速自動車国道であるため、大阪府林地開発行為許可の取り扱い要領第8の2(2)⑤により、審査基準(1)の災害防止基準の審査は省略しております。

また、市町村からの意見につきましては、裏面4ページのとおり、森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期するように指導されたいとの意見のみとなっております。

以上、本件について、事務局から委員の皆様にご説明を行い、ご意見を伺いましたところ、計画内容は適切とした上で、施工途中の防災措置や安全管理などに留意すべきという意見をいただいております。

続きまして、議案第2号についてご説明します。5ページをご覧ください。

申請者は株式会社大阪砕石工業所。開発の目的は土石の採取。開発に係る森林面積は21.9203ha、開発しようとする森林面積は28.4392ha、開発行為の事業区域面積は38.7286haとなっております。こちらにつきましても、森林面積の用途別内訳については、資料のその内訳をご確認ください。林地開発の許可基準(1)から(5)については、こちらに記載のとおり、防災措置、のり面緑化等が基準を満たす内容で講じられ、行為地周辺におおむね30メートル幅の残置森林等が確保される計画となっていることから、許可に際して支障は認められないと事務局から説明させていただいております。

また、市町村からの意見につきましては、裏面6ページをご覧ください。1番の災害防止機能については、施工済み地の侵食防止のため効果的な緑化を実施すること。2番、3番については意見なし。4番の環境保全については、泥水が河川に流出しないよう、沈砂池の維持管理に万全を期すること。砕石関係車両の走行に伴って発生する騒音、粉じんにより、搬出路周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう、十分な対策を講じることが林地開発許可に対する意見として上げられております。また、林地開発に関わらないその他の意見とした、市との協議や地元協議会の計画に取り組むよう意見が添えられておりました。

以上、本件について、事務局から委員の皆様にご説明を行い、ご意見を伺いましたところ、

大きく2つの意見をいただいております。1つ目は防災措置に関する事項で、施工中における仮排水の設置やのり面の保護を講じることや、それら防災施設の適切な管理を行うこと。また、事務局に対しては、それらが適切に履行されていることを定期的に確認することという意見がありました。2つ目は跡地緑化に関する事項で、緑化済み地の樹木の生育状況を評価した上で適切な緑化を行うことや、周辺の林況との調和が図られるように努めるべきという意見がありました。

これら2件についての諮問の結果をまとめたものが次の答申となります。7ページをご覧ください。議決事項の2件については、いずれも林地開発許可をすることは妥当であるとした上で、議案第1号に対する意見は口頭のみ意見とし、議案第2号についての意見は附帯意見としてこちら3点のとおりまとめていただいております。これらの意見への対応については、次の議題である林地開発許可実績の報告の中で、改めて説明させていただきます。

以上、森林保全整備部会における議事決定事項の説明を終わらせていただきます。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

報告案件の1番ですけれども、森林保全整備部会における議事決定事項につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。部会で附帯意見もつけていただいて報告をしているということですが、よろしいでしょうか。

【栗本委員】 少しだけ意見を言います。

【増田会長】 栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 大阪府森林組合においては地籍事業をやっているんですけれども、茨木市の採石場と高槻市のところは今、非常に境界確定に苦勞をしているところでございます。そういったことから、大規模なこういった開発については、将来の地籍事業とか境界確定に支障がないように、どこかに控え杭を打つとか測量杭をきちんと明示するとか、そういったことをぜひ今後検討しておいていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

【増田会長】 今のはコメントということでよろしいですね。

【栗本委員】 そうです。

【増田会長】 事務局のほうでご配慮いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、報告案件1については終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、林地開発許可の実績報告について、報告2でご説明いただきたいと思いますと思います。よろしくお願ひします。

【藤井森づくり課技師】 引き続き私から説明させていただきます。

続きまして、資料3、林地開発許可の実績報告についてご説明いたします。先ほどの資料2の7ページにあります答申をご用意いただいた上で、資料3をご覧ください。

資料3の1ページは、先ほどご説明いたしました森林保全整備部会で答申をいただきました2件についての報告になります。西日本高速道路につきましては、附帯意見はありませんでしたが、口頭意見とした施工中の災害防止への配慮に努めるよう伝えた上で、8月17日に許可を行いました。また、大阪砕石工業所につきましては、3つの附帯意見をいただきましたので、その対応状況をご説明いたします。資料2の7ページの答申をご覧ください。

附帯意見1については、事業者にも口頭で指導した上で許可条件とすることとしました。また、府としても適宜パトロールを行い、継続して適切な管理が行われているか確認していく予定です。附帯意見2、3についても、口頭で伝達した上で、事業地内の植栽調査を行うなど、これら意見の履行に努めるよう指導した上で許可を行いました。

なお、附帯意見2、3については、府としても今後の業者指導を行う上での知見を深めるべき事項であることから、完了済み地を含めた採石場における緑化実態調査に取り組んでいるところです。意見聴取案件2件については以上です。

続いて、資料3の2ページをご覧ください。こちらは、前回の審議会開催日である平成30年7月30日から今年1月21日までの期間における森林保全整備部会での意見聴取対象とならない、開発に係る森林区域5ha未満の林地開発許可の実績になります。ご覧のとおり、実績としては、土石の採取に係る許可が1件のみで、内容としても期間の延長となりますので、係る森林面積の増減はありません。

次の3ページに許可事案別の詳細を添付しております。

次に、近年の傾向につきまして、4ページをご覧ください。過去5年間のグラフは、新規の許可及び協議、変更により新たに開発される森林面積の増加分を開発行為の目的別に示しています。ここで協議とは、森林法第10条の2第1項第1号及び第3号により、許可が不要とされる国・地方公共団体が行う事業等について連絡調整をしたものをいいます。全体としては、道路の造成や土地区画整理事業などの公共的なものが面積の大半を占め、それ以外の民間開発では平成28年度の太陽光発電施設の造成に係る16haの開発があ

るものの、この5年間は低水準となっております。特にこの3年間は、許可、協議ともに、新規案件が非常に少ない状況となっております。資料3の林地開発許可等の実績報告については以上になります。

【増田会長】 ありがとうございました。

ただいま林地開発許可の実績報告について報告をいただきましたけれども、何かお気づきの点などございますでしょうか。

1点、私の勘違いなのか、資料3の1ページは茨木市の大字下音羽と書いていますよね。それと連動しているのが資料2の5ページですかね。これはこれで合っているんですかね。こちらは茨木市大字清阪7番、9番となっているんですけど。

【藤井森づくり課技師】 失礼いたしました。こちらの案件につきましては、茨木市大字清阪の案件になります。

【増田会長】 下音羽ではなく、別件ですね？

【藤井森づくり課技師】 はい。こちら、資料3の1ページに記載しております下音羽の部分につきましては誤りでございます。こちら、清阪になりますので、ご訂正のほどをよろしくお願いいたします。

【増田会長】 資料3のほうを修正すればいいということですね。

【藤井森づくり課技師】 そうです。

【増田会長】 わかりました。間違いありませんね。

【藤井森づくり課技師】 はい、間違いございません。

【増田会長】 多分どちらかに整合させないといけないと思いますので。そうしましたら、資料3の1ページ目の大字下音羽のほうを大字清阪に変更いただくということによりよろしくお願いいたします。

それともう1点ですけれども、2ページ目のところに1件あって、森林開発にかかわる森林面積が0.0000と記載されていて、補注を見ると、前回許可から増減した面積を記載していますと書いてあるのですが、表だけ見ると増減ではないように見えるんですよ。これはこういう書式なんですか。もしも書式でないのでしたら、表の記載としては開発行為に関わる森林面積の増減と書いたほうが実態に合うと思うんですけど。こう書いていると、いかにも、補注を見ないと実態がわからないと思います。

【藤井森づくり課技師】 はい。こちら、様式の訂正を検討させていただきます。

【増田会長】 すみません。表を見たときに誤解がないほうがいいと思いますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

あともう1点、つまらない話というか、当たり前の話なんですけど、資料1に戻って、森林計画の変更というところで、これはしょうがないんでしょうけど、計画期間が平成27年から平成37年と記載されていますよね。これは元号が変わるということが明らかになっているんですけど、これでいいんですかね。これは今、国とか府とかはどう扱われているんですか。4月1日に元号が変わるということですけども。いかがでしょうかね。しょうもない質問で申しわけないです。

【浦久保森づくり課主査】 西暦表示して括弧書きで平成と書く場合が多いので、そのようにさせていただきます。

【増田会長】 そのほうがいいかもしれませんね。今おっしゃられた対応でお願いしたいと思います。西暦を書いていただいて、括弧書きにしておくということでよろしくお願いしたいと思います。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、資料3の住所の記載の変更だけはお願いしておいて、報告を受けたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今日予定しておりました議事並びに報告が終わりましたので、その他、何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

【司会（福井副主査）】 今年9月に大阪府に上陸し甚大な被害をもたらした台風21号について、被害状況の報告とその後の対応状況について、事務局より報告させていただきますと存じます。

【増田会長】 先ほどもございましたように、激甚災害地区の指定を受けたということでございます。非常に大きな被害がございましたので、ご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【浦久保森づくり課主査】 大阪府森づくり課森林整備グループの浦久保と申します。私から、資料4を用いまして、台風21号による被害の状況についてご説明させていただきます。資料4を説明した後に、本日はヘリコプターからの被害の状況の動画、それから調査した車からの動画をご用意しておりますので、そちらも後ほど見ていただきたいと思います。

まず、2ページ目をご覧ください。台風21号は、平成30年9月4日午後大阪府に最接近いたしました。ちょうど大阪府の西側を通過しまして、最接近時には約950h p

a という猛烈な台風であったとともに、大阪府が台風のちょうど東側に当たりましたことから、被害が大きくなりました。風速で言いますと、関西国際空港での最大瞬間風速が 58.1 m で観測史上最大、その他の地点におきましても観測史上最大を更新するなど、暴風が吹き荒れました。雨につきましては、24 時間雨量で見ますと、府内の最大地点では河内長野市の関谷橋で 131 mm でございましたが、今 131 mm という小さい値というわけではないのですが、ちょうどこれも 7 月の豪雨のときで 400 mm を超えていたということを考えますと、台風 21 号は雨よりも風台風であったということです。

3 ページをご覧ください。風倒木の被害面積ですけれども、府内全体では 728 ha、うち高槻市は 613 ha、茨木市で 41 ha、和泉市で 27 ha などとなっております。このうち、1カ所当たりの被害面積が飛び抜けて大きく、広大な面的に被害を受けました高槻市の森林について見ていきたいと思えます。

4 ページをご覧ください。左の図ですけれども、高槻市の被害エリアを赤線で囲ったものです。被災当時は府道の通行止ですとか林道の閉塞といったことから、実態がわからずに、後日ヘリコプターの調査によってようやく全容がわかってきたものです。特に、この図面で言いますと南北に通っております府道 6 号沿いの高槻市の中畑地区ですとか出灰地区、檜田地区といったエリア、それから、図で言いますと京都府側に抜けます、右上のほうに抜けます府道 79 号沿いの川久保地区あたりの被害が特にひどかったところです。

右の写真はヘリコプターからの空撮の写真ですが、面的に被害を受けているのがわかります。

5 ページをご覧ください。これが原地区での風倒被害の様子ですけれども、尾根筋まで同じ方向に全て倒れてしまっています。また、河川や道路にかかっているものもかなり多くて、それぞれの担当部局で対応を行ってきたところです。

6 ページをご覧ください。こちらが被災前と被災後を比べた写真でございます。左が被災前ですけれども、右の被災後を見ていただくと、谷筋に風が抜けたと思われませんが、茶色っぽく、白っぽくなっているところが全て、木が倒れて幹が見えているところです。同じ箇所を比べましても、被害の大きさがわかるかと思えます。

次の 7 ページにつきましても同様に、被災前、被災後の写真でございますが、こちらの真ん中に見えているのが高槻市の森林観光センターで、その裏山のあたりもかなり大きく木が倒れております。

8 ページをご覧ください。こちらにつきましても、木が倒れて電柱が折れてしまったり、

道路に木が飛び出たりしまして、しばらくの間、通行止措置がとられておりました。山の尾根筋あたりまで木が同じ方向に倒れているのがわかります。

9ページをご覧ください。こちらが出灰地区ですけれども、こちらも同様に木が倒れまして、これは市道のほうに倒れ込んでおります。また、一部では土砂の崩壊等も見受けられるところがございます。

10ページをご覧ください。こちらが森林観光センターの裏山の拡大図の写真でございますが、写っております建物と比べましても、被害の大きさがわかるかと思えます。

続きまして、11ページをご覧ください。高槻市の川久保地区ですけれども、こちらも道路のほうに向かって木が倒れている様子がわかります。

それでは、少し動画の準備をさせていただきます。

こちらが高槻市の原地区の採石場がちょうど見えておりますが、ここに被害が大きい場所が見えておりますが、この川沿いを走っているのが府道6号でございます。谷沿いを風が通り抜けたと思われそうですが、府道6号沿いの斜面、こういったところが倒れております。

ここが出灰という地区の集落でございますが、両側に谷が分かれています。どちらのほうも、こちらにも谷がございますが、かなり谷沿いの木が多く倒れております。

ちょうどこのあたりの、この下が森林観光センターがある場所ですが、先ほど写真でも見ていただきました裏山が大きく倒れております。

それからもう1つ、こちらも、ここが森林観光センターの場所ですが、ちょっと違うアングルからご覧いただきますが、こちらの谷、出灰の谷につきましても倒れております。これが高槻市観光センターのちょうど真上から見ているところです。

それからもう1つ、調査の車内から撮った映像ですけれども、ご覧のように、上から見るとよりさらに迫力があるといえます。倒れているのがわかります。

ご覧いただきましたように、高槻市での風倒木被害が激甚なものでしたので、平成30年12月5日に局地激甚災害の指定基準を満たしたということで、政令で指定されたところでございます。被害面積のうち123ha分につきましては、5カ年かけて森林災害復旧事業という事業により風倒木の処理及び跡地造林を実施することにしております。この森林災害復旧事業というのは、激甚災害に指定された地域に適用される補助事業として、国が通常予算とは別に予算を手当てして行っていくものです。今年度より早速、集落の裏山等を実施することにしております。また、その他の被害地につきましても、防災や景観の優先度の高い地域から治山事業や森林環境税事業を活用しまして、複数年かけて復旧し

ていくことにしております。

今後、復旧に当たりましては、復旧方法や木材の利用等につきまして、委員の皆様にご相談させていただくことがあるかもしれませんが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。報告は以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

非常に甚大な被害の状況を目の当たりにしたかと思えますけれども、何か補足とかコメントとかはございますでしょうか。

【栗本委員】 この場をお借りいたしまして、今回の被害に対して、会長をはじめ本当にご尽力をいただきまして、局地激甚災の指定ということもありましたし、今後の復旧についても手当てをしていただけるということが、私ども森林所有者として本当に元気づけられているところでございます。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

今、森林組合長からコメントをいただきました。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

やはりこれだけの被害、ここも含めて大阪府内で700数十haということに対して、ある一定の今後の再生のあり方みたいなものは非常に大きな課題になろうかと思いたすので、随時詰めていきながら再生に努めたいと思いたすので、よろしくお願いたしたいと思いたす。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【奥野委員】 このような台風の被害を、南河内も受けております。平成10年度だったんですけども、台風被害を受けまして、南河内で300haの被害が出ました。その中で、私はその当時、河内長野森林組合という小さな森林組合に勤めておりました。その中で一番気を使いましたのは、木が倒れている中で、その木が横倒れしているときに、必ず根っこが腐りますと根っこは転げ落ちてくるんですね。この辺の対応を十分していただかないと、事故が起こると。

特に今回は、見せてもらったら、言い方は悪いですけども、小さな木でございまして、まだ40年生か50年生ぐらいの木。ところが、私どもの南河内の場合は100年生を超す、尾根にある、高いところにある木が全部倒れましたので、一部、風の通ったところだけということで、そういう台風でございまして、その中で一番怖かったのは、その倒

れている根っこが、必ず落ちてくると。その辺をどうするか。木を切った直後は大丈夫でも、それ以降絶対被害が出ないように大阪府のほうで対応をしていただかないと。ほかの府県での同様の被害についても私どもはお聞きしております。下に入っていて、上から木の根っこが落ちてきて、転がってそのまま即死というような状況も起こり得るよと。

その中で、特に私ども大阪の南河内の場合は尾根とかその辺でございましたので、スギ・ヒノキだけじゃなしに広葉樹も植えたいと言ったんですけれども、広葉樹は山主さんから全部拒否されましたので、ケヤキを植えさせていただきました。というのは、根っこの、土が全然ないところにスギ・ヒノキを植えてもだめだと。ケヤキで根をとめることによって、下に被害、石とかが落ちないような対応をするというようなことで、前回、ケヤキの植え方の問題についても話題がありましたけれども、その対応をしていくとか、広葉樹を植えていくなればそういう形のをいろいろと考えて、大阪府の指導がこれ以降の事故を起こさないための1つの手法になるのかなということで、その辺だけは十分注意してやっていただきたい、お願いしたい。事故だけは起こさないよな。

【増田会長】 わかりました。2次災害、3次災害というようなことに十分配慮せえとということでございます。貴重なご意見を、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

一応今日予定しておりました案件は、その他も含めて、ここまでですけれども、事務局のほうで何かございますでしょうか。木連から資料を何点かいただいていると思いますので、せっかくの機会ですから、簡潔にご報告をいただければと思います。

【津田委員】 大阪府木連の津田でございます。

このたび、2025年の大阪万博が決定して大変喜んでおります。この万博に関して、木連としてアイデアが3つございますが、それをご紹介したいと思います。

最初に、カナダ・ブリティッシュコロンビアの1970年大阪エキスポ、この資料を見ていただきたいと思います。資料の写真に写っております、この丸太が立っている建物がカナダのブリティッシュコロンビアのパビリオンでございます。これはベイマツを立ててつくったわけですが、これが、一番高いのは50mあって、それが250年生のベイマツを立てているわけですが、この50mのベイマツをどうやって千里まで運んだのか、その辺が不思議なんですけれども、とにかくでき上がっているということで。

次のページを見ていただきますと、すごく、人もいっぱいおりますし、立派なパビリオンができております。カナダ館はこれと、ブリティッシュコロンビアとケベックと政府館

と3つあったわけですが、このブリティッシュコロニアが一番デザイン的にもおもしろかったということで、みんなの記憶に残っております。

次のページも同じ建物です。またこれのおもしろいところは、人がいっぱいこれに乗っておりまして、大分上のほうまで上っておりますが、エジプトのピラミッドみたいに、こういう、人が上っていくというような建物です。万博の後は、このブリティッシュコロニア館の丸太は全部住宅に化けたわけでありませう。

その次のページ、これは太陽の塔ですけれども、岡本太郎さんの有名な太陽の塔。これにぜひもう1回登場していただきませうと。大阪湾、今度は海の万博ですから、海のほう、大阪湾のほうに向けて立てて、自由の女神のように、海外から船で来られるお客様を迎えたいと思っております。前回の太陽の塔はコンクリートだったんですけれども、今度はぜひ木造でつくりたいと。骨組みは木造でつくりたいと思っております。これが第2番目のアイデア、太陽の塔です。

第3番目、これが一番我々がやりたいことなんですけれども、大阪の咲洲に時空館というミュージアムがあつて、現在閉館中なんです、その中で、大阪市が今から20年ぐらゐ前に飢肥すぎでつくつた実物の菱垣廻船が中で眠つております。この菱垣廻船、日立造船でつくられた後に2度、大阪湾で試験帆走いたしてあります。その試験帆走の写眞がその次の写眞で、実物大の、ほんとうにこのすばらしい菱垣廻船が水に浮いてあります。

その次は、これは木綿の帆なんです、木綿の帆に風をはらんで走つてあります。

その次のページは、これも帆走中ですが、向こう側に見えるのが西宮の湾岸です。湾岸の高速の橋が見えてあります。それから六甲山が見えてあります。次の写眞でも、非常に大きな船が帆走して、迫力があります。

最後の写眞、こんなに大勢の人が乗れるんですね。大勢の人が乗り込んで走つてあります。

これを、万博をターゲットに大阪へもう1回引っ張り出して、ぜひ走らせてみたいと思つてあります。そのときには我々大勢で乗り込んで、西宮ですとか灘のお酒を積んで江戸まで持つていくということをぜひやってみたい。これを言いますと、みんな、それはいいということで、今から7年もありますから、ぜひこれは実現したいと思つてあります。

それから、今までののは万博に対するアイデアでしたが、もう1つ、木製の塀についてです。これは木連で日刊木材新聞に出した広告です。6月の大阪北部地震で、高槻の小学校のブロック塀が倒れ、1名の方が亡くなりました。それから古い危険なブロック塀が

大変問題になりまして、高槻や箕面の小学校は全部ブロック塀を撤去してしまえということとやっております。そのブロック塀の後に何を立てるかということで、木連としては、木製の塀を立てようということを今提案しております。その木製の塀を、「震災復興に軽くて丈夫な木製の塀をお勧めします」ということで、これは地震の後1週間ぐらいしてすぐ出したんですけれども、その広告であります。

その次のページはその北部地震の高槻、それから、これは高槻のお寺ですね。枚方の平和温泉、風呂屋の煙突が倒れています。幸い、その風呂屋の屋根に倒れたので、被害がそのお風呂だけに限ったんですけれども。これが平和温泉。それから、お寺の妙徳寺、それから茨木神社、茨木の各地で、いろいろと被害が出ております。

その次の写真、今度2月に高槻の松原小学校で、塀の長さが62mあるんですけれども、そこにこの写真のようなスギの塀を設置します。これは、府木連としては材料を用意して、地元の木連のメンバーと連携して、そこでつくります。2月にでき上がりますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

次の写真もそういう案です。1ページに4枚ずつ写真を載せましたが、いろいろ調べますと、いい家ほど木の塀がついている。見ていただきますと、コンクリート打ちっ放しなのに、こういう門扉とか塀だけは木製だったり、木製の塀がついております。

次のページの、これもいいお家なんですけど、やっぱり木の塀ですね。左下の写真の家でも、これはまた立派な黒塀の塀がついています。

その次のページ、たぶんこれは若いご家族のお家なんですけれども、こういうふうな木のフェンスをつけている家もあります。

ということで、今年の前半はこのような木の塀を仕事にして、大いに、たくさん立てたいと思っております。

以上です。

【増田会長】 豊富なアイデアをご紹介いただきました。どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大体今日予定しておりました内容に関しましては、おかげさまで全て終わったかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、森林審議会を終了させていただきたいと思っております。事務局にお返ししたいと思います。

【司会（福井副主査）】 以上で、予定しておりました内容は終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。これをもちまして第84回大阪府森林審議会を終了させていただきます。

— 了 —